人企―９０１

令和８年８月７日

各府省事務次官等

各外局の長

各行政執行法人の長　殿

人事院事務総長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成２６年５月２９日人企―６６０）」の一部を下記のとおり改正したので、令和８年８月７日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
規則第２条関係 １～３　（略） ４　この条の第２項第５号の人事院が定める組織は、次に掲げる	規則第２条関係 １～３　（略） ４　この条の第２項第５号の人事院が定める組織は、次に掲げる

ものとする。 一～十三　（略） 十四　金融庁（金融庁の局、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会を除く。）及び金融庁の局並びに証券取引等監視委員会事務局 十五～二十二　（略）	ものとする。 一～十三　（略） 十四　金融庁の金融国際審議官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織及び局並びに証券取引等監視委員会事務局 十五～二十二　（略）

以　　上